



平成 23 年 9 月 27 日

各 位

会社名	大阪港振興株式会社
代表者名	代表取締役社長 松 田 正 一
コード番号	8810 JASDAQ
問合わせ先	取締役総務部長 四 宮 誠 之
T E L	06-6571-0861

**支配株主である株式会社辰巳商会による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社辰巳商会は、平成 23 年 8 月 12 日から平成 23 年 9 月 26 日の 30 営業日を公開買付け期間として当社優先株式に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表されておりますので、お知らせいたします。

(別紙)

株式会社辰巳商会による本日付「大阪港振興株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 23 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社辰巳商会
代表者名 代表取締役社長 溝江 輝美

大阪港振興株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社辰巳商会（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 8 月 9 日開催の取締役会において、大阪港振興株式会社（大阪証券取引所 JASDAQ 市場スタンダード（以下「JASDAQ」といいます。）、コード番号：8810、以下「対象者」といいます。）の優先株式の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議し、平成 23 年 8 月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 23 年 9 月 26 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 株式会社辰巳商会
所在地 大阪市港区築港四丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

大阪港振興株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

優先株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
534,327 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式（全て優先株式であり、以下同じです。）を取得する予定はありません。

(注 3) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 534,327 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成 23 年 8 月 9 日提出の第 70 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 8 月 9 日現在の優先株式における発行済株式数（1,540,000 株）から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式の数（2,358 株）並びに公開買付者が平成 23 年 8 月 9 日現在所有する対象者の優先株式の数（1,003,315 株）を控除した株式数（534,327 株）です。

(注 4) 単元未満株式も、本公開買付けの対象となります。

(注 5) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 8 月 12 日（金曜日）から平成 23 年 9 月 26 日（月曜日）まで（30 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

優先株式 1 株につき金 2,650 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 9 月 27 日に株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	362,070 株	362,070 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	362,070 株	362,070 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	14,633 個	(買付け等前における株券等所有割合 73.25%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	25 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.13%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	18,253 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.37%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	19,932 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 23 年 8 月 9 日提出の第 70 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（普通株式及び優先株式に係る議決権の数の合計を指します）です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての優先株式（但し、対象者が所有する自己株式及び公開買付者が所有する対象者の優先株式を除きます。）を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成 23 年 8 月 9 日現在の対象者の発行済株式総数（2,000,000 株）から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の所有する自己株式の数（2,358 株）を控除した株式数（1,997,642 株）に係る議決権の数（19,976 個）を分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 100 株です。）。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日
平成 23 年 10 月 3 日（月曜日）

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 23 年 8 月 9 日付で公表した「大阪港振興株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

なお、対象者優先株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式は除きます。）を取得するための手続を実施することを予定して

いますので、その場合には、対象者優先株式は、JASDAQにおける株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社辰巳商会

大阪市港区築港四丁目1番1号

株式会社大阪証券取引所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上